

番号	分類	質問	回答	記載日 更新日
1	企画提案	企画提案書の内容は先行整備所属のみでしょうか。もしくは13課全体の提案書になりますでしょうか。	企画提案公募要領の5ページに記載のあるとおりです。 企画提案時にレイアウト案を作成いただく必要があるのは、先行整備所属のみとなります。 「事業者選定要領」もご確認いただいたうえで、企画書の作成をお願いします。	R7.7.14
2	企画提案	ペーパーレス化の促進に伴う、システム等の導入も御見積の対象内容になりますでしょうか。	執務室を運営していくために必要となるシステムがある場合は企画書に盛り込んでいただくこと自体は差し支えはありませんが、実際に導入できるかどうかは県で定めている内容に沿ったものでなければならぬため、導入するかどうかはお約束はできません。	R7.7.14
3	企画提案	履行期限、令和8年3月31日と記載されています。合わせて令和7年10月31日までに基本的な機能の整備を完了と記載がございますが、10月31日までの履行期限は該当課の先行整備所属のみの認識でよろしいでしょうか。また、基本的な機能の整備とは具体的にはどんな整備になりますでしょうか。	先行整備所属で使用する基本的な機能を有する什器等の納品を令和7年10月31日まででお願いしています。 先行整備所属を除く12所属については、令和8年3月31日までに什器等の納品をお願いしているものです。 「基本的な機能」とは職員が日常的に使用するスペースを指しており、例として机や椅子、キャビネット等があげられます。納品に時間を要する什器がある場合は、令和8年3月31日までに納品してください。 なお、各所属の工期については事業者決定後、県と調整を行います。	R7.7.14
4	企画提案	公募仕様書2ページの「先行整備所属に求める必須仕様」のなかに、グループアドレスの際のグループ割案の記載がございますが、それぞれの班の人数構成を教えてください。	・総務班・県債班(10名程度) ・総務総括班(6名程度) ・予算総括班(6名程度) ・予算第1班・第2班(各班4名程度) ・予算第3班・第4班(各班4名程度) その他、班に含まれない役職職員が在籍しています。	R7.7.14
5	企画提案	公募仕様書3ページの「レイアウト検討に係る制限事項」のなかに、カーペットの提案で置くだけ施工タイプと記載がありますが、糊付けは基本的にNGになるのでしょうか。	カーペットへの強力な糊付けは不可とします。 先行してオフィス整備を実施した本庁舎7階商工部(企業立地課、自動車・水素産業振興課、先端技術産業振興課)と同様「置くだけ施工タイプ」での対応をお願いします。	R7.7.18
6	企画提案	企画提案書の(1)～(3)は最大15枚とされているが、表紙・目次はページ数に含まれますか	(1)～(3)の内容を含む資料を15枚以内で作成してください。	R7.7.14

番号	分類	質問	回答	記載日 更新日
7	企画提案	先行整備所属のキャビネットについて、120段はW900でA4縦置き6段の収納量の計算で良いか 個人用ロッカーはその収容量に含めるか	先行整備所属の仕様の「収納」の部分に関しては、7/14付で追記しましたので、最新版にて確認をお願いします。 なお、個人用ロッカーを120段の収容量に含めるかどうかも含めて、企画提案のなかで検討をお願いします。	R7.7.14
10	企画提案	3 評価対象項目及び配点の項目12.業務実績「他自治体、民間企業も含め、過去5年で類似の実績」とありますが様式5号会社概要の事業実績をもって評価されるのでしょうか。それとも提案書に別途事業実績を記載するページをもって評価されるのかご教示下さい。	提出いただいた書類全体から評価を行います。公募要領に記載の通り、企画提案の中で「過去の事業実績」を盛り込むようお願いしていますが、会社概要も併せて確認のうえ、評価を行います。	R7.7.16
9	企画書提出	電子データでの提出に関して、ウイルス対策に講じている方法と記載がありますが、推奨する送付方法等はいかがでしょうか。	指定はありません。	R7.7.14
19	企画書提出	提出書類の様式5号会社概要は グループで参加の場合はグループ企業それぞれの分(パンフレット等補足資料も含めて)提出して宜しいでしょうか？	会社概要については、グループで参加の場合は、パンフレット等補足資料も含めて各企業の分をご提出ください。	R.7.28
20	企画書提出	「グリーン購入法適合商品であること。」とあるが、メインの商品は適合商品で、代替不能な一部の部材には適合商品の表記がない場合、主要部材が適合していればよいという認識でよいですか？ 例:ローパーテーションの「ボール」「エンドカバー」書庫の「ベース」	主要部材ではない一部の部材については、グリーン購入法適合商品に代替不能な場合は、適合商品の表記がなくても可とします。	R.7.28
13	工事	「既存の床材はアスベストを含むため撤去しないこと」とあるが、既存什器が壁や床へボルト固定されていた場合はどのように解体や搬出作業を行えば良いでしょうか。固定方法によっては床材の一部が剥離するなどの可能性があるため。	オフィス整備実施所属との調整を通じて、解体や搬出方法の検討することとなります。その中で必要になった費用も含めて、全体予算の中で調整することとなります。	R7.7.18

番号	分類	質問	回答	記載日 更新日
14	工事	「過去の間仕切壁撤去工事に際してアスベスト含有は確認されていない」とあるが、オフィス整備事業の業務委託範囲内の全てのアスベスト調査結果資料の提供は可能でしょうか。	オフィス整備事業者となった事業者に対して、必要な情報提供を行います。	R7.7.18
15	工事	アスベストにかかる追加作業が発生した場合は、スケジュール延長を含めた日程調整や対応にかかる費用は別途協議にて対応可能でしょうか。	履行期限を令和8年3月31日までと設定していますので、その期限内であれば調整可能です。なお、追加費用が必要となった場合、全体予算の中で調整することとなります。	R7.7.18
17	工事	県で対応する各種工事の中に既存複合機や印刷機等の既存機器移設及び配線作業は含まれる認識でよろしいでしょうか。	移設先への移動(設定や配線を除く。)については、対応をお願いします。設定及び配線については県で対応します。	R.7.28
18	工事	既存OA機器(ノートPCやモニターなど)の移設にかかる設置や配線工事は県側で行う認識でよろしいでしょうか。受注者側が行う場合、PC内のデータ管理などは指定の管理方法がありますでしょうか。	県で対応します。	R.7.28
8	不要什器	不要物品の撤去、処分について適切な処分とあるが、マニフェストは必要ですか？ 不要な場合は何らかの提出用の書類等ありますか？	不要物品の撤去処分については廃棄物処理法の規定等に基づき、選定された事業者と調整を行います。	R7.7.16
11	不要什器	什器の処分については、受託者がすべて対応する認識でよろしいでしょうか。 県庁様の返納手続きに基づき、地下の物品返納倉庫への搬入は行わない想定ですか。	質問番号8にも記載の通り、不要物品の撤去処分については廃棄物処理法の規定等に基づき、選定された事業者と調整を行います。 なお、地下の物品返納倉庫への搬入量が少なくなるよう、方法について現在、検討・調整中です。	R7.7.16

番号	分類	質問	回答	記載日 更新日
12	不要什器	仮に、物品返納倉庫への搬入の場合、搬入倉庫を管理している所 属様とのスケジューリング、連絡などは、各整備所属様が窓口 になりますか？	質問番号11にも記載の通り、地下の物品返納倉庫への搬入量が少なくなるよう、その方法について検討中ですが、物品返納倉庫へ搬入する必要がある場合のスケジューリング等の窓口は基本的にはオフィス整備所属となります。 なお、必要に応じて行政経営企画課も調整に加わる形となります。	R7.7.16
16	不要什器	「処分品の取扱いについて発注者に確認の上。関係法令に従い適正に処分すること」とあるが、収集運搬・処分用 産業 廃棄物処理委託契約書及び廃棄物処理委託料金の支払方法に 関する確認書を結ぶものであるとの認識でよろしいで しょうか。	質問番号8にも記載の通り、不要物品の撤去処分については廃棄物処理法の 規定等に基づき、選定された事業者と調整を行います。 不要什器の処分も含めて全体予算の中で調整することとなります。	R7.7.18